

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる日が休日には、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(ク)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(ク)

公布された規則のあらまし

◆鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり引き下げる」ととした。(別表関係)

二十トントン数	総十トン未満の船体の	資金の種類	利子補給率(年・パーセント)
一・三五	現行	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
二・二五	改正後	現行	漁業協同組合が他の漁業協同組合連合会等が他の漁業協同組合連合等に貸し付ける場合
二・一五	現行	改正後	農林中央金庫が他の漁業協同組合連合等に貸し付ける場合
二・一〇	現行	改正後	農林中央金庫が他の漁業協同組合連合等に貸し付ける場合

シナ未満の建造の造船等に必要な資金	金額	十トン以上未満の建造の造船等に必要な資金	金額	二十トン以上未満の建造の造船等に必要な資金	金額	三十トン以上未満の建造の造船等に必要な資金	金額	四十トン以上未満の建造の造船等に必要な資金	金額
六、必要資金	六、必要資金	五、必要資金	四、漁場改良造	三、漁船漁具保	二、総トン数	二十トン以上未満の船体の建造等に必要な資金	十トン以上未満の船体の建造等に必要な資金	二十トン以上未満の船体の建造等に必要な資金	三十トン以上未満の船体の建造等に必要な資金
六、必要資金	一・八	一・八	一・八	一・八	一・三九	一・八	一・八	一・八	一・八
六、必要資金	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五	一・三九	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五
六、必要資金	一・六	一・六	一・六	一・六	一・三九	一・六	一・六	一・六	一・六
六、必要資金	一・五五	一・五五	一・五五	一・五五	一・三九	一・五五	一・五五	一・五五	一・五五
六、必要資金	一・八	一・八	一・八	一・八	一・三九	一・八	一・八	一・八	一・八
六、必要資金	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五	一・三九	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五
六、必要資金	一・八	一・八	○・六	○・六	一・三九	一・八	一・八	一・八	一・八
六、必要資金	一・七五	一・七五	○・六	○・六	一・三九	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五
六、必要資金	一・六	一・六	○・六	○・六	一・三九	一・六	一・六	一・六	一・六
六、必要資金	一・五五	一・五五	変更なし	変更なし	一・三九	一・五五	一・五五	一・五五	一・五五

七 漁村情報処理、通信施設等の改良、造成又は取得に必要な資金	八 漁場改良造成
一・八	一・八
一・七五	一・七五
一・六	一・五五
一・五五	一・八
一・八	一・七五
○・六	○・六
変更なし	○・六
○・六	変更なし
変更なし	変更なし

平成七年十一月一日

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

- 二 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
 2 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県規則第九十号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率の上限を年三・一五パーセント（現行年三・二五パーセント）に引き下げることとした。（第一条関係）
- 二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を年一・七五パーセント（現行年一・八パーセント）に引き下げることとした。（第四条関係）
- 三 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率の上限を年三・六五パーセント（現行年三・七五パーセント）に引き下げることとした。（第二条関係）
- 二 漁業経営安定資金に係る利子補給率を年一・六パーセント（現行年一・六パーセント）に引き下げることとした。（第四条関係）
- 三 1 この規則は、公布の日から施行することとした。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

- 三 1 この規則は、公布の日から施行することとした。

- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

平成七年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十一号

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年三・二五パーセント」を「年三・一五パーセント」に改める。

第四条中「年一・八パーセント」を「年一・七五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業經營維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県規則第九十二号

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年三・七五パーセント」を「年三・六五パーセント」に改める。

第四条中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年一・〇五パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

附則第二項中「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年一・〇五パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業經營安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年十二月一日